

共通動機錯誤における95条ただし書の適用の可否

【文献種別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 平成29年4月27日
【事件番号】 平成29年（ネ）第57号
【事件名】 不当利得返還請求控訴事件
【裁判結果】 控訴棄却
【参照法令】 民法95条
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25545767

事実の概要

平成27年1月下旬頃からY（被告・被控訴人）はX（原告・控訴人）との間で、Yの保有する複数のゴルフ会員権（以下「本件各会員権」という。その内訳はゴルフ会員権甲、乙、丙①②、丁である（以下、個別に用いるときは「会員権○」と表記する））について、売却する交渉を開始した。Xは、複数の専門雑誌による相場情報（ただし、預託金別の相場情報は不記載）を調査し、各会員権の買い取り価格を、会員権甲＝20万円、会員権丁＝0円、会員権乙＝400万円、会員権丙①②を各5万円とする見積書をYに提示した。Yは平成26年3月末時点で、会員権乙の預託保証金6,000万円に対して5,285万余りの貸倒引当金を設定しており、会員権乙の帳簿価格を714万円余りと評価していた。Yの担当者の調査によっても会員権乙の相場価格は400万円程度だと確認していたため、見積書所定の価格で各会員権を売却することにし、平成27年2月3日に、本件各会員権を430万円で売却する内容の「お取引確認書」に署名押印した。Yの担当者は、Xに、同月中頃、譲渡に関する各種書類を交付し、同年3月26日、売買代金から手数料を控除した額がYの口座に入金された。

Xは、入金の日Aから会員権乙を2,000万円で買い取る旨の申し込みを受けたが、乙が難色を示したため、会員権乙の退会手続をとることにした。手続に際して、Xは会員権乙の預託金があったんYの口座に入金される恐れがあることを説明したが、Y担当者からはXの口座に直接入金されるのが望ましい旨の返答を得ていた。しかし、退

会手続後、同年6月1日、6,000万円の預託金がYの口座に入金された。

Xは、Yが預託金を不当に利得したとして、5,984万4,480円（預託金額から未払会費を控除した額）及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成27年8月6日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金を支払いを求めて訴えた。これに対して、Yは、XY間の売買契約の詐欺による取消、錯誤無効などを主張して争った。

原審（大阪地判平28・11・29判例集未登載）は、Xの欺罔行為を否定し（詐欺の故意の不存在及びXの行為とYの動機錯誤との間の因果関係の不存在）、Yの詐欺の主張を退けた。他方で、錯誤無効の主張については、次の理由で肯定した。①会員権乙の実質的価値（6,000万円以上）を認識していれば、Yは430万円で売却する意思表示をしなかったであろうと考えられ、これは一般取引通念に照らしても妥当だと認められること、②Yが実質的価値より遥に安価で売却しないであろうことは長年ゴルフ会員権事業に従事していたXであれば当然認識していたと言え、Yの動機は黙示に表示されていたと評価できる。原審は、見積書が提示された時にYは乙に預託金額を確認することによって実質的価値を容易に把握できたとしてYの重過失を認定したが、共通錯誤の場合には表意者に重過失があっても無効が主張できるとの理論（以下「重過失規定排除論」という）を採用し、結局Yの錯誤無効を認めている。これに対して、Xは、価値の錯誤による損失は原則として表意者が負担すべきこと、動機の表示がないこと、Xは動機錯誤には陥っていないこと等を理由に控訴。

判決の要旨

控訴棄却。

1 価値の錯誤について

「Xは、自由な価格競争が許されている売買契約の目的物の実質的価値について表意者が錯誤に陥っていたとしても、それ自体は当該表意者のリスクであり、当該錯誤が詐欺行為に起因するか、暴利行為の要件を満たすような場合は別として、それだけでは要素の錯誤とはなり得ないと主張する。しかし、売買契約の目的物の実質的価値についての錯誤は、等価性が著しく損なわれるときには、要素の錯誤に当たり得ると解するのが相当である。」「本件各会員権の実質的価値は6,000万円以上であったのに、本件各会員権の売買代金は430万円であり、両者の間には約15倍の乖離があったところ、営利企業であるYが、実質的な価値が6,000万円以上の本件各会員権を430万円で売却することは極めて不自然であるから、Yに要素の錯誤があったと認めるのが相当である。」（下線筆者）

2 動機の表示について

「確かに、本件各会員権の売りに至る経過の中で、XとYとの間で6,000万円の預託金が話題になったことを認めるに足りる証拠はない。しかし、（中略）、Yは、Xに対し本件各会員権を430万円で売却するとの意思を表示したところ、Xは、それまで長年にわたってゴルフ会員権の売買業に従事していたのであるから、営利企業であるYが実質的価値の約15分の1の金額で本件各会員権を売却することがあり得ないことは当然に認識していたというべきであり、そうとすれば、本件各会員権の実質的価値を売買代金と同程度の430万円であると認識していたとのYの動機は、Xに対し黙示的に表示されたと見ることができる。」（下線筆者）

3 共通動機錯誤について

「共通の錯誤の場合には、取引の安全を図る必要はなく、表意者であるYの保護を優先してよいため、民法95条ただし書は適用されず、表意者に重大な過失があっても、錯誤無効を主張することができる」と判示した上で、Xも会員権乙の価値に関し400万円を著しく上回るものではないと誤信しており、Yと共通の動機錯誤に陥っていたことを認めた。

判例の解説

一 論点整理

本判決で問題となる点は、価値の錯誤は95条の要素の錯誤となるか、動機の黙示の表示、共通動機錯誤の場合に95条ただし書の適用は排除されるか、の3点である。なお、契約当事者が誰であるかも争われているが、紙幅の都合上省略する。

二 価値の錯誤

一般に価値に関する錯誤は動機の錯誤とみられている。ここでは差し当たり、価値錯誤を需給関係によって絶えず影響を受ける市場価値に関する錯誤であると定義しておく¹⁾。したがって、ある絵画の売りにあたりそれが価値のあるものだと思っただが、実際は価値がなかったような場合は、価値それ自体の錯誤ではなく、価値を形成する因子に関する錯誤であり、性状錯誤とみるべきである²⁾。

価値錯誤について裁判所の立場は統一されていない。まず、抵当目的物の価値をおよそ半値に誤評価していた事案である判決①がある。同判決の理屈に従えば、目的物の価値（価額）は動機であり、通常は意思表示の内容にならないが、表意者がこれを意思表示の内容に加える意思を明示又は黙示した場合には意思表示の内容となり、要素の錯誤の判断の俎上に載る。本判決では、動機を意思表示の内容にする意思の表示（以下「内容化意思の表示」という）を要求している（内容化意思の表示型）。他方で、判決②は、売りに関する代金額の決定については、目的である財産権の客観的な交換価値（相場価格）を標準とすることが普通であり、相場の3倍ほどの金額を代金相当額だと誤信した場合には、表意者が契約当時その相場価格を知っていたならば、取引をしなかったというべきであり、これは一般取引の通念に照らしても合理的であるとして、要素の錯誤を認めている³⁾。同判決は、動機の錯誤の処理ではなく、給付と反対給付の不相当な不均衡（等価性の障害）を重視し、形式的に意思と表示の因果関係（錯誤の要素性）の判断を問題にしている。下級審では、判決⑦（第三者による働きかけに基づく山林の価値誤評価）、判決⑧（船舶の価値誤評価：ただし表意者の重過失認定）等、単なる動機の表示を問題にするものがある。

以上のように、価値の錯誤に関する裁判所の判断は、形式的には①内容化意思の表示型、②要素性（等価性障害）重視型⁴⁾、③動機の表示型という3つの類型に要約することができる。本判決は、形式的には③に属するが、この要件は後述のように本判決では到底機能しているとは言えず、実質的には要素性（等価性障害）のみを重視していると評価できる。

三 動機の表示

本件では、Xの専門家としての属性を考慮して、Yの動機（本件会員権の実質的価値が430万円程度だと認識していたこと）の黙示があると判断している。

一般に動機の表示は黙示でもよいとされる⁵⁾。たとえば、自己に課税されることがないという動機を、そのまま相手に伝えるのではなく、相手方に課税がされることを気遣う発言等を行うこと等によっても表示として認められる。明示と黙示の違いは表示価値（意思表示としての価値）の量的な差であるが、黙示の方が規範的評価が入り込みやすいとされる⁶⁾。本判決は、①XはYが実質的価値の1/15の値段で会員権を売却するはずがないこと（具体的な仮定的意思）を当然に認識していたから、②Yの動機が黙示に表示されていた旨判示する。しかし、Xも実質的価値を把握していなかったのだから、むしろYの具体的な仮定的意思など認識し得なかったというべきである。

430万円という価格で契約したことそのものをYの動機の黙示とみることも難しいと思われる。確かに、真正の絵画だと誤信して贋作を真作と同等の値段で売買する場合には動機の黙示を認定できるかもしれないが、本件では当事者の取引で達成しようとした目的が6,000万円以上の価格で目的物を売却するというものではない。そうであれば単に売買価格に言及しただけでは足りず、やはり、現実の実質的価値との等価性を特に重視する言動があるとか、提示された価格に疑問を呈しているといった積極的行為がなければ、動機表示としての表示価値は低いと評価すべきだろう⁷⁾。

ところで、動機錯誤において動機表示が必要とされる理由は通説によれば、相手方に錯誤無効による不測の損害を被らせないためだとされている⁸⁾。そうであるならば、相手方には表意者の動機を認識した、あるいは認識可能であった場合に

は、表意者に確認する等の対処の機会が保障されなければならないはずである。ところが、本件ではXもYと同様の誤信を抱いていたのであり、Xが不測の損害を回避する機会が事実上存在しない。そうすると、共通動機錯誤の場合に動機の表示は動機錯誤顧慮の要件としては意味のないものだと思われる⁹⁾。

四 共通動機錯誤

本判決は、共通動機錯誤の場合には95条ただし書が適用されないという重過失規定排除論を採用している¹⁰⁾。たとえば、判決㉔は、契約を有効にして保護すべき利益が相手方にはないことを理由に95条ただし書は適用されないと結論づけている。学説でも重過失規定排除論をこの判決とほぼ同様の理由づけで支持するものが多い¹¹⁾。このように共通動機錯誤は一般に無効を導きやすい要因とみなされている¹²⁾。下級審ではこのことを確認する判決がある。即ち、判決㉕は、共通動機錯誤の場合には「契約当事者双方が共通してその錯誤がなかったならばその意思表示をしなかったであろうと考えられる」ため相手方を保護する必要はないと立言する¹³⁾。この意味では、本判決の結論は、多くの学説や裁判例に倣うものである。しかし、重過失規定排除論には以下のような疑問がある。

まず、この理論によれば、相手方には契約を維持する利益がないとされる。しかし、本件のように契約が維持されることで相手方は現実に利益を有しているはずである。一方錯誤の場合、錯誤無効の主張の有無は錯誤者に委ねられている¹⁴⁾。つまり不利益を被る錯誤者でさえ契約維持が認められ得るにもかかわらず¹⁵⁾、共通動機錯誤の場合の利益を受ける錯誤者にはなぜ認められないのだろうか¹⁶⁾。また、95条ただし書は、重過失ある錯誤者から相手方を保護するための規定である¹⁷⁾。そうであるならば、共通動機錯誤の場合には一方の錯誤者（A）に重過失があり、他方の錯誤者（B）には過失がないのだとしたら、むしろAのような者こそ保護に値する理由はないというべきである。さらに、判決㉔の理屈によれば、当該錯誤がなければ当事者双方ともその意思表示をしなかったであろうとされるが、利益を受ける当事者にすれば、錯誤がなくとも意思表示をしたはずである¹⁸⁾。こう考えると重過失規定排除論

は自明の理論ではない¹⁹⁾。

五 結語

以上の検討からすれば、Yの錯誤の抗弁を認めるべきではない。本判決は、一見動機表示構成を採用しているが、実質的には等価性の著しい障害のみで錯誤無効を認めている。しかし、この考え方は自律的な意思を問題にする錯誤規定とは相いれないと思われる²⁰⁾。また、本判決が採用する重過失規定排除論の根拠も不明確である。95条を離れて、当事者双方が確実視していた事情が後に誤りだと明らかになる場合に不利益をどちらが負担すべきかという視点で本件をみたとしても、重過失によって情報の収集に失敗したYとかかる落ち度がみられないXとでは、Yに不利益を帰せしめるのが妥当であるように思われる。

●——引用判決

- ①大判大3・12・15民録20輯1101頁、②大判昭18・6・3新聞4850号9頁、③最判昭40・6・25集民79号519頁、④最判平16・7・8集民214号687頁、⑤東京高判平16・12・22判例集未登載、⑥東京地判平7・1・23判時1549号80頁、⑦札幌高判昭45・4・15民集26巻4号741頁、⑧横浜地判平3・9・27判時1429号101頁、⑨最判平1・9・14集民157号555頁、⑩東京地判平14・3・8判時1800号64頁、⑪大阪地判昭62・2・27判時1238頁143頁、⑫最判昭40・9・10民集19巻6号1512頁、⑬高知地判平17・2・15訟月52巻12号3697頁

●——注

- 1) ドイツ法の考え方 (Münchener Kommentar zum BGB, Bd.1, 7. Aufl., 2015, § 119, Rn.131 [Armbürster] など) を参照した。
- 2) 森田宏樹『「合意の瑕疵」の構造とその拡張理論(1)』NBL482号(1991年)27頁参照。ドイツでも価値の錯誤と性状錯誤は区別される(前掲注1)参照。この意味では、判決③のいう目的物件の価値の錯誤は性状錯誤と解するべきであろう。
- 3) 他にも最上級審判決としては、価値の錯誤が95条の錯誤に該当し得ることを示した判決④がある。なお、差戻審(判決⑤)では相手方の関係者からの働きかけによって表意者が目的物の実質的な価値に関して錯誤に陥っていたこと(純資産10億の会社の全株式を2億と評価)を理由に無効を肯定している。判決⑥も単に株式の価値に関して錯誤に陥っていたこと(最低でも8,400万円程度の価値のある株式を700万円で売却)のみを理由に無効を認めているように評価できる。
- 4) 学説でも、等価性の障害を要素の錯誤の実質的考慮要因だとみるものがある(川島武宜=平井宣雄編『新版注

釈民法(3) 総則(3)』(有斐閣、2003年)425頁[川井健]など)。

- 5) 判決⑨など。学説もこれを支持する。
- 6) 堀川信一「日本法における錯誤論の展開とその課題(二)」大東25巻2号(2016年)204頁。なお、我妻によれば、動機の表示とは事実行為ではなく意思表示ということになる(我妻栄『新訂民法総則』(岩波書店、1965年)239頁)。
- 7) たとえば、判決⑦では表意者は目的物の価値に不安を抱いていたが相手方の説得により売買に応じている。判決⑧では表意者は目的物が高く売れないことを確認している。
- 8) 我妻・前掲注6)297頁。
- 9) 判決⑩は、動機表示を要件とすると実際に無効が認められる事案が想定できないとの理由で共通動機錯誤において動機表示不要論を唱える。
- 10) 新民法95条3項2文でも採用されている考え方である。
- 11) 潮見佳男『民法総則講義』(有斐閣、2005年)171頁。内田貴『民法I〔第4版〕』(東京大学出版会、2008年)77頁、四宮和夫=能見善久『民法総則〔第8版〕』(弘文堂、2010年)227頁、近江幸治『民法総則〔第6版補訂〕』(成文堂、2012年)224頁。
- 12) 小林一俊『錯誤法の研究〔増補版〕』(酒井書店、1997年)の影響が大きいと推測される。
- 13) 判決⑪は、共通動機錯誤の場合にはその錯誤が要素の錯誤である限り、動機の表示なしに無効を認めるのが相当である旨判示しているが、判決①のように動機錯誤を錯誤の要素性判断の俎上に載せるための作業が動機の表示(+内容化)だとの理解に立つならば、判決⑩の理屈は倒錯していることになる。
- 14) 判決⑫も参照。学説もこれを支持する。
- 15) ただし、判決⑫は錯誤者が利益を得る事案であった。
- 16) 小林・前掲注12)452頁は、利益を得た当事者の権利行使を信義則違反反として無効を肯定する。しかし、他人が錯誤を惹起した、または錯誤に陥ったことに著しい落ち度があるなどの事情がない場合は、信義則違反と評価するのは疑問である。
- 17) 広中俊雄『民法修正案(前三編)の理由書』(有斐閣、1987年)148~149頁。
- 18) 「すべきではない」と評価すべき場合もあろうが、少なくとも意思と表示の因果関係の問題として「しなかったであろう」とは言えない。
- 19) 判決⑬は、契約の有効性に対する第三者の信頼保護の必要性を根拠に重過失規定排除論を否定するが、共通動機錯誤の相手方にもこの信頼はあると思われる。
- 20) 私的自治と等価性障害の関係については、堀川信一「契約解釈と対価関係」大東文化大学法学研究所報28号(2008年)が示唆に富む。